

## 災害医療に関する相互協力協定

公益社団法人 日本医師会（以下、「甲」という）及び一般社団法人 日本災害医学会（以下、「乙」という）は、災害医療に関する下記事項について、相互に協力をすることを約して、協定を締結する。

1. この協定は、甲と乙が相互に協力し、日本及び世界の災害医療体制の充実・強化及び災害発生時の円滑な医療支援活動に資することを目的とする。
2. 甲及び乙は、相手方が行う災害医療に関する研修・訓練等に対し、相互に必要な協力を行う。
3. 甲及び乙は、災害時において、医療支援活動に必要な情報の共有、被災地の指揮命令系統や災害医療コーディネート機能への支援及び被災地の都道府県医師会・郡市区医師会への支援その他の必要な活動について相互に必要な協力を行う。
4. 甲は、甲が日本医師会災害医療チーム（以下、「JMAT」という）を被災地等に派遣する場合において、乙が派遣する災害医療コーディネートサポートチームがJMATの枠組みで活動を行うことを認める。なお、その方法は、当該派遣の都度取り決める。

5. この協定の存続期間は協定締結の日から平成31年3月31日とし、その期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。
6. この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
7. この協定を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 東京都文京区本駒込2-28-16  
公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義 武

乙 東京都中央区京橋2-11-3  
一般社団法人日本集団災害医学会  
代表理事 小井土 雄 一